

(目的)

第1条 鳥取県立病院の運営状況等について、県立病院として果たすべき役割などの検証・評価を行うため、鳥取県立病院運営評議会（以下「評議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 評議会は9名以内の委員で組織する。

2 委員は、別表に掲げる者とし、病院事業管理者が任命する。

(任期)

第3条 各委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(掌握事務)

第4条 評議会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 県立病院として果たすべき役割を果たしているか検証・評価を行うこと。
- (2) 一般会計からの交付金繰入に相応しい実績を上げているか検証・評価を行うこと。

(会長)

第5条 評議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は評議会を代表し、会議を総理する。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 評議会の会議は、鳥取県営病院事業管理者が召集し、会長が議長となる。

- 2 評議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 評議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密を守る義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 評議会の事務は、鳥取県病院局総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、評議会の運営に関し必要な事項は、鳥取県営病院事業管理者が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成18年6月19日から施行する。

鳥取県立病院運営評議会委員

令和4年8月18日現在

所属団体・役職等	氏名	備考
鳥取県医師会・会長	渡辺 憲	
鳥取県薬剤師会・会長	原 利一郎	
鳥取県東部医師会・会長	石谷 暢男	
鳥取県中部医師会・会長	安梅 正則	
鳥取大学医学部附属病院・教授	黒崎 雅道	
鳥取市立病院・看護局長	間庭 弘美	
山根里美税理士事務所・所長	山根 里美	
智頭病院・事務部次長	河村 財子	
三朝温泉三喜苑・介護支援専門員	田中 恵理	